

制定 2025 年 5 月 22 日

海洋開発特別功労賞 規約

第 1 条（目的）

海洋開発特別功労賞は、長年にわたり海洋開発委員会（以下、委員会という）およびその幹事会（以下、幹事会という）の活動を通じて、委員会の目的の達成に寄与した団体の功績を称え、これに感謝の意を表することを目的とする。

第 2 条（対象）

海洋開発特別功労賞の対象は、委員会または幹事会の活動に対して、20 年以上継続的に貢献している団体とする。

第 3 条（応募方法）

海洋開発特別功労賞の応募は自薦に限る。応募団体は、所定の「海洋開発特別功労賞：自薦申込書」を 2025 年 6 月 5 日までに幹事長に提出すること（電子メールでの提出も可）。

第 4 条（選考方法）

受賞団体は、提出された書類をもとに幹事会が審査を行い決定する。必要に応じて、追加資料の提出やヒアリングを求めることがある。

第 5 条（表彰）

表彰は、第 50 回海洋開発シンポジウムにおいて、表彰状の授与により行う。また、海洋開発委員会ホームページにて受賞団体を紹介する。

第 6 条（その他）

- 1 本規約に定めのない事項については、幹事会の決議により定める。
- 2 本規約は、幹事会の承認を経て改正することができる。

以上